

通常指名競争入札技術審査基準【測量・調査及び建設コンサルタント等】

1. 基本事項

技術審査を行うにあたっては、「契約業者取扱要領 平成19年2月13日 国港総第731号」の「建設コンサルタント等業務の請負契約に係る指名基準の運用基準について 平成9年10月23日 港管第2366号」（以下、「運用基準」という。）に留意して行う。

2. 欠格要件の確認

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無 ・警察当局から排除要請等	運用基準の表-1, 3(1)、(2)、(3)による
②経営状況	・主要取引先から取引停止等	運用基準の表-1, 5による
③安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	運用基準の表-1, 2(1)、(2)による
④労働福祉	・賃金不払に対する厚生労働省からの通報により、明らかに不適切であると認められるとき	運用基準の表-1, 4(1)による

※ 2の欠格要件の確認で欠格要件がある場合は、3の審査は行わない。

3. 審査

評価項目	選定の着目点	2A	1.5A	A	0.5A	B	—	C
①技術登録部門	建設コンサルタント登録規定の登録状況 ※建設コンサルタント等業務に適用			・当該業務に関連する部門に登録あり ・公益法人、独法、学校教育法に基づく大学			当該業務に関連する部門に未登録	
②業務実績	同種・類似業務の実績 [対象期間： 過去10ヶ年度+当該年度]			同種業務		類似業務		実績なし
	近隣地域内の業務実績[対象期間： 過去10ヶ年度+当該年度] ※現地調査のある測量・調査業務に適用			・当該港湾（航路） ・当該空港		・当該県内の港湾 ・管内の空港		
③地域特性の考慮	業務実施地域における本社（本店）の所在 ※現地調査のある測量・調査業務及びAランク以外の建設コンサルタント等業務に適用			当該市内に本社（本店）がある		当該県内に本社（本店）がある		
④業務成績	当該業種の業務成績平均点 [過去3ヶ年度]	80点以上	77点以上 80点未満	74点以上 77点未満	70点以上 74点未満	65点以上 70点未満	60点以上 65点未満 又は実績なし	60点未満
⑤表彰	九州地方整備局（港湾空港関係）における当該業務種別の局長表彰、事務所長表彰の有無 [対象期間：過去3ヶ年]			局長表彰（優良施工）	事務所長表彰（優良施工）		表彰なし	
⑥安全管理の状況	事故による指名停止等の有無			なし			あり	
⑦その他の考慮すべき事項	技術的特性の評価			特殊技術又は特殊施設等を保有する			該当なし	
	専門技術者の状況、技術開発等			優秀			普通	
	不誠実な行為による指名停止等の有無					なし	あり	

注1) ①業務実績について

・対象期間は、平成26年度以降公示日までに完了した業務とする。（令和6年4月1日以降の公告）

注2) 表彰について

・表彰の評価は、当該業務の業種区分（建設コンサルタント等業務、測量・調査業務）での表彰実績を評価する

注3) ⑥安全管理の状況について

・指名停止期間後又は港湾空港関係による嚴重注意を受けた翌日から下記の期間について評価を行う。
死亡事故による指名停止…2年間、負傷事故及び公衆災害による指名停止…1年間、嚴重注意…6ヶ月、
嚴重注意（口頭注意）…3ヶ月
・「—」評価期間中に再度、不誠実な行為による指名停止等を受けた者については、前回の「—」評価期間終了後に新たな不誠実な行為に見合う「—」評価期間を追加する。
・過去5ヶ年度に九州地方整備局（港湾空港関係）の受注実績がない社は「—」評価とする。

注4) ⑦その他の考慮すべき事項について

・指名停止期間後から下記の期間について評価を行う。
1ヶ月を超える指名停止…2年間、1ヶ月以下の指名停止…1年間
・「—」評価期間中に再度、不誠実な行為による指名停止等を受けた者については、前回の「—」評価期間終了後に新たな事故に見合う「—」評価期間を追加する。

注5) 指名・評価方法について

・②業務実績で「C」が一つでもあれば非指名とする。
・Aの数→Bの数→業務成績等の順により上位と判断される業者を概ね10社程度指名する。

【測量・調査及び建設コンサルタント業務（港湾空港関係）の公募（簡易公募）型競争入札】

1. 基本事項

技術審査を行うにあたっては、「契約業者取扱要領 平成19年2月13日 国港総第731号」の「建設コンサルタント等業務の請負契約に係る指名基準の運用基準について 平成9年10月23日 港管第2366号」（以下、「運用基準」という。）に留意して行う。

2. 欠格要件の確認

Table with 3 columns: 項目 (Item), 内容 (Content), 摘要 (Summary). Rows include ①不誠実な行為, ②経営状況, ③安全管理, ④労働福祉.

注) 欠格要件の確認で欠格要件がある場合は、3の審査は行わない。

3. 審査

Large evaluation table with 8 columns: 評価項目 (Evaluation Item), 選定の着目点 (Selection Focus), A 配点の100%, A' 80%, B 60%, B' 40%, C 0%, 非選定 (Not Selected). Rows include ①企業評価 and ②技術者評価.

- 注) ①配点を別表1(別紙)に記載
②※は提出資料に基づき判定する。
③技術者資格について
④その他

- ⑤選定方法について
・評価項目で「非選定」が一つでもあれば非指名とする。
・各項目の配点の合計により上位と判断される業者を概ね10社程度指名する。
・一般競争型又は簡易公募型(拡大型)の場合は、要件を満たす全ての者を選定する。